

## (1) 介護保険の給付の対象となるサービス…①

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金の自己負担額をお支払い下さい。サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。

※利用者負担額改定の際には、別紙の交付と説明をもってご利用者の同意にかえさせていただきます。

## 【ユニット型個室】

<基本的な料金> (1日あたり)

	要支援 1	要支援 2
1.ご利用者の要介護度とサービス利用料金	523 単位	649 単位
2.機能訓練体制加算	12 単位	
3.サービス提供体制強化加算 I	22 単位	
4.サービス利用料合計 (1+2+3)	557 単位	683 単位
5.介護処遇改善加算 (4.×83/1000)	46 単位	57 単位
6.介護職員等特定処遇改善加算 (4.×27/1000)	15 単位	19 単位
7.介護職員等ベースアップ等 支援加算 (4×16/1000)	9 単位	11 単位
8.サービス利用料 合計 (4.+5. +6.+7.)	627 単位	770 単位
9. 1 単位=10.17 円 (注 2)	6,377 円	7,831 円

自己負担額 (1 割負担の方)

10.うち、介護保険から給付される金額 (9.×90/100)	5,739 円	7,048 円
11.サービス利用に関わる自己負担 (9-10)	638 円	783 円

自己負担額 (2 割負担の方)

10.うち、介護保険から給付される金額 (9.×80/100)	5,102 円	6,265 円
11.サービス利用に関わる自己負担 (9-10)	1,275 円	1,566 円

自己負担額 (3 割負担の方)

10.うち、介護保険から給付される金額 (9.×70/100)	4,464 円	5,482 円
11.サービス利用に関わる自己負担 (9-10)	1,913 円	2,349 円

(注1) 浜松市は地域区分が「7級地」に該当するため、単位数に10.17円を乗じた金額となります。

※当施設は厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している事業所に該当するので、上記の所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）に8.3%を乗じた額が加算されます。

※特定処遇改善加算は、介護現場で長く活躍してきた職員の賃金向上を通じて、介護業界の処遇改善を図る制度です。上記の所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）に2.7%を乗じた額が加算されます。

- ・施設の体制等の状況により介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額が変更されます。
- ・小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。
- ・ご利用者に介護保険料の未納がある場合には、自己負担額については利用料金表と異なる場合があります。

※介護職員ベースアップ等支援加算は、令和4年2月から9月までの介護職員処遇改善支援補助金による賃上げ効果を継続する観点から、既存の処遇改善加算及び特定加算に加え、ベースアップ等加算を創設し、基本給等の引上げによる賃金改善を一定求めつつ、介護職員の処遇改善を行うもの。

介護報酬に1.6%を乗じた額が加算されます。

## (1) 介護保険の給付の対象となるサービス…②

&lt;加算&gt;

当施設の体制やご利用者の心身の状況に応じて介護保険法上の料金が加算されます。

加算項目	内 容		単位/日
療養食加算	※主治医の指示のもと治療食を提供した場合。(糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍病食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食等)		8 単位/回
個別機能訓練加算	専従の OT、PT、または ST の配置があり看護、介護等が共同で個別機能訓練計画を作成している。 機能訓練指導員等が利用者宅へ訪問し計画作成、3 か月ごとに 1 回以上説明のための訪問を行う。		56 単位
生活機能向上連携加算 (I)	医療提供施設の理学療法士や医師からの助言を受けた上で機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成した場合		100 単位/月 (3 月に 1 回を限度)
生活機能向上連携加算 (II)	外部の通りハ事業所等の専門職が施設を訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成した場合	個別機能訓練加算を算定していない場合	200 単位/月
		個別機能訓練加算を算定している場合	100 単位/月
若年性認知利用者受入加算	若年性認知利用者に対しサービス提供を行った場合。		120 単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所を利用することが適当であると判断した場合。		200 単位 7 日まで
短期入所生活送迎加算	送迎サービスを利用した場合。		184 単位/回

**(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス…①**

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

**〈サービスの概要と利用料金〉****① 食費・居住費**

【食 費】食材料費と調理費は全額自己負担となります。

朝食：400 円 昼食：580 円 夕食：470 円

【居住費】室料と光熱費相当が全額自己負担となります。

\*介護保険負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証がある場合には減額されま  
す。

2021 年 8 月 1 日以降	金額/日	
	食費	居住費
基準費用額	1,450	2,006
第 1 段階	300	820
第 2 段階	600	820
第 3 段階①	1000	1310
第 3 段階②	1300	1310

**(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス…②**

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

**〈サービスの概要と利用料金〉**

**② 特別な食事**

- ・ご利用者のご希望や必要に応じて、特別な食事を提供した場合  
(おやつ・栄養補助食品を含む)

おやつ 1 回につき 80 円 (税込)      **栄養補助食品 実費**

**③ 理美容 (実費負担)**

- ・理容師及び美容師の出張サービスをご利用いただけます。ただし、独居の方などご家族の協力が困難な場合に限ります。

**④ レクリエーション・クラブ活動 (実費負担)**

- ・ご利用者のご希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただけます。材料代等の実費をご負担いただきます。

**⑤ タオル・おしぼり**

- ・原則として、食事介助、入浴介助、排泄介助等に使用するタオル・おしぼりにつきましては、施設の提供する物品をご利用いただきます。

入浴用品 (タオル・シャンプー・ボディシャンプー) 1 回 74 円 (税込)

食事用おしぼり・洗面用タオル 1 日 32 円 (込)

**⑥ 複写物の交付**

- ・ご希望により、サービス提供に関する記録やその他の複写物を交付します。

1 枚につき 10 円

**⑦ 支払証明書の発行**

- ・ご希望により、支払証明書を発行いたします (利用料領収書の再発行は、いたしません)。

1 回につき 1,650 円 (税込)

**⑧ ご利用者の移送に係る費用**

- ・旧引佐郡 (引佐町・細江町・三ヶ日町・神宮寺町) を超える送迎を実施 21 円/km (税込)